

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	保育所における保育の実施又は費用の徴収及び子どものための教育・保育給付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、保育所における保育の実施又は費用の徴収及び子どものための教育・保育給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保育所における保育の実施又は費用の徴収及び子どものための教育・保育給付関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和3年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施又は費用の徴収及び子どものための教育・保育給付関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、子ども子育て支援法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)等に基づき、保育所における保育の実施又は費用の徴収及び子どものための教育・保育給付関係事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務 ・ 児童福祉法第二十四条第四項から第六項までの措置に関する事務 ・ 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務 ・ 子ども・子育て支援法第十六条の資料の提供等の求めに関する事務 ・ 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・ 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 ・ 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・ 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ・ 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務 ・ 支給認定者の認定情報等、入所児童及び保育所等利用待機児童の管理 ・ 情報提供ネットワークシステムを利用した児童扶養手当関係情報、地方税関係情報等の照会
③システムの名称	子ども子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 第8, 94号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8, 68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第13,16, 116号 主務省令10の3,12, 59の2の各条</p> <p>(情報提供) なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども保育課
②所属長の役職名	子ども保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 子ども未来部子ども保育課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 子ども未来部子ども保育課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ①部署	児童保育課	子ども保育課	事後	
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	児童保育課長	子ども保育課長	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部児童保育課	子ども未来部子ども保育課	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部児童保育課	子ども未来部子ども保育課	事後	
平成31年2月4日	評価書番号 16		評価書番号16と17を統合	事後	
令和3年11月15日	I - 4 - ②	(情報照会) 番号法第19条第7号 同法別表第2第13,16,	(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第13,16,	事後	
令和3年11月15日	II - 1 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月15日	II - 2 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和3年10月1日時点	事後	